

平成21年度 第3回

新宿区情報公開・個人情報保護審議会会議録

平成21年7月14日（火）

新宿区 区長室 区政情報課

午後 2時00分開会

【会長】 それでは、ただいまより、平成21年度第3回情報公開・個人情報保護審議会を開催します。

まず、資料について、事務局から説明をお願いします。

【区政情報課長】 事務局の区政情報課長です。よろしくお願いいたします。

本日、事前にお配りした資料は、本日の次第、資料25の「新宿区地上デジタル放送移行支援助成事業の事業案内の個別ポスティングについて」から資料35の「平成21年度親と子の広島平和派遣」事業業務委託について」までとなっております。

資料22の「平成20年度情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況について」につきまして、第2回の審議会で報告ができませんでした案件でございます。

なお、本日机上には、前回の審議会におきまして、資料15の「年金からの住民税特別徴収（引落し）に伴う外部結合の内容変更及び審査システムASPサービスの業務委託について」の審議の際、委員の方から提供を求められました要綱、審査システムASP事業者の登録等に関する要綱、そちらのほうを配付してございますので、ご確認をいただければと思います。

資料についてのご説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【会長】 ありがとうございます。

資料につきまして何かございますか。よろしゅうございますか。

これから早速議題に入りたいと思います。

それでは、次第に沿って審議を進めてまいりたいと思います。

資料25の「新宿区地上デジタル放送移行支援助成事業の事業案内の個別ポスティングについて」でございます。説明者の方はどうぞよろしくお願いいたします。

【地域福祉課長】 地域福祉課長でございます。どうぞよろしくお願いいたします。座って説明させていただきます。

それでは、「新宿区地上デジタル放送移行支援助成事業の事業案内の個別ポスティングについて」ご説明いたします。

まず、事業の概要でございますが、この目的ですが、これは新宿区が実施する地上デジタル放送移行支援助成事業、これは1世帯2万円、対象の方に実施するわけなんですけれども、それに対してのチラシを新聞折り込みにより事業案内をしていくことを考えておりますが、新聞購読をしていない世帯に対しても個別配布により周知を図っていくものでございます。対象者につきましては「広報しんじゅく」の個別配布を実施している方です。すなわち新聞を購読し

ておらず、なおかつ広報紙の個別配布を希望している方で、対象は約500人くらいいらっしゃるんですけど、そういう方に対して新聞折り込みではなくて、個別配布によりチラシの配布をしていくという内容でございます。

事業内容につきましては、今申し上げましたように、「広報しんじゅく」においては平成20年度から同趣旨による個別配布を実施しているんですけども、その名簿を活用しまして、この地上デジタル放送移行支援助成の案内を、自宅ポスティング投函により個別配布をするものでございます。

続いて、諮問事項で「新宿区地上デジタル放送移行支援助成事業の事業案内の発行業務における、個別ポスティングのための区広報紙個別ポスティング名簿の目的外利用について」です。これは今申し上げましたように、区政情報課のほうで広報紙を個別にポスティングするために名簿を保有しております。その名簿を活用しまして、地上デジタル放送移行支援助成の案内を個別に配布するものです。登録業務で保有している情報項目につきましては、区政情報課では住所、氏名、電話番号を保有しておりますけど、そのうち活用するのは住所、氏名でございます。

続きまして、報告事項で「新宿区地上デジタル放送移行支援助成事業の事業案内における個別ポスティング業務委託について」です。これにつきましては、委託先につきましては区の広報紙を個別ポスティングしている契約業者と契約いたします。そして、新宿区広報でポスティングを実施している方に対して、地上デジタル放送移行支援助成事業の案内を個別に配布いたします。そこで利用される情報項目につきましては、住所、氏名でございます。委託理由につきましては、ポスティング希望者の自宅に対して広報紙とあわせて地上デジタル放送移行支援助成事業の事業案内を配布するためです。委託の内容につきましても、先ほど申し上げましたように、新聞を購読していない方で、自宅にポスティングを希望する方について地上デジタル放送移行支援助成事業の案内を配布するというものでございます。

事業の開始は8月25日です。委託に当たって区が行う情報保護対策につきましては、契約に当たりまして別紙の「特記事項」で保護対策を記載していきます。

以上でございます。

【会長】ありがとうございました。

それではどうぞ、ご意見、ご質問がございましたら、よろしく願いいたします。

どうぞ。

【ひやま委員】すみません、このポスティングはどなたがやられるんですか。

【地域福祉課長】委託業者が行います。新宿区新聞販売同業組合です。

【会 長】ほかにございましたら、どうぞ。

【川村委員】川村です。確認なんですけれども、いわゆる「広報しんじゅく」で個別の配布を希望なさっている方というのは、区政情報課のほうでそういう情報を管理していると、もともとの保有課ということなんですけれども、この登録の際にはほかのこういう今回のような事業について登録情報を使うことがありますよということは、どういう形で登録なさっている方には伝わるような仕組みというか、もともと登録のときにこういうふうなお話になっているのか、その点だけ確認しておきたいと思います。

【会 長】どうぞ。

【区政情報課長】「広報しんじゅく」のポスティングにつきましては、あくまでも「広報しんじゅく」の希望をとっていますので、他のものに使うということをご本人から事前に了解をとっているというものではありません。当審議会で行政目的の目的外利用ということで当審議会でのご審議をもとに、公的なものとして使わせていただくという形になっております。

【会 長】どうぞ。

【川村委員】とすると、ここでの審議というのは、そういう意味では重要なんだろうなと思うんですけれども、内容としては、区の広報を読んでいらっしゃる方で、かつ、そういう個別の配布を希望なさっている方というのは、今回のような情報について多分知りたいというようなご要望は当然あるかとは思いますが、今回こういう形で目的外の使用ということかとは思いますが、やはりこういう形で個別に審議というのは重要だなというふうに思いましたので申し上げておきたいと思います。

【会 長】ありがとうございました。

ほかにございますか。

では、ないようですので、本件は承認ということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【会 長】ありがとうございました。

それでは、次に資料26にまいります。資料26「東京都教職員人事給与システムの導入について」のご説明をいただきます。どうぞ。

【教育指導課長】教育指導課長でございます。

それでは、資料26をごらんいただきたいと思います。今回の諮問でございますけれども、第17条第1項第4号、電子計算機の外部結合に係るものでございます。

それでは、2ページ目をごらんいただきたいと思います。

目的でございますが、教職員人事給与事務の効率化でございます。対象者は都費負担教職員約1,000人でございます。事業内容でございますけれども、新宿区立学校に勤務する都費負担教職員の給与及び報酬に関するデータの入力方法を東京都教育委員会が開発する新システムに結合することにより変更するというものでございます。具体的な内容でございますけれども、従前は各学校の給与事務担当者が作成した紙ベースの帳票を私ども教育委員会教育指導課の教職員係のほうに提出させまして、私どものほうでその紙ベースをチェックして、そして東京都教育委員会のほうに提出をし、そして都教委のほうでデータを入力するという、そんな作業をしていたところでございます。

変更後でございますけれども、今度は各学校がユーザーIDと一定期間有効なパスワードをもって東京都の人事給与システムを起動させまして、データを直接入力いたします。次に、教育指導課教職員係がユーザーIDとパスワードをもって、審査システムによりまして、各学校が入力したデータを確認するという、そんな作業をするというものでございます。

ページ飛びまして、今度5ページ目をごらんいただきたいと思います。

結合される情報項目でございますけれども、今申し上げたとおり、個人の範囲は都費負担教職員でございます。結合の項目でございますが、別紙のとおりということで、6ページ目から9ページ目まで、これがマックスでございます。従来はこれを紙ベースで学校で書いて、私どもが集めていたといったものでございます。

結合する理由でございますが、従来こういう紙ベースで行っていたわけでございますけれども、当システムの導入によりまして、学校の記入ミス、単純エラー等をパソコン上で判定し、事前にエラーを防止できます。また、これにより各学校の給与担当者の帳票作成業務及び教育指導課のチェック作業が軽減できることでございます。また、給与等を支給する際のデータをインターネットを通じて東京都教育委員会のサーバーに直接アクセスし入力することにより、迅速かつ正確に給与計算に反映させることができるということでございます。

情報保護対策でございますけれども、この5ページの一番下の枠をごらんいただきたいと思っております。2点ございます。今回、東京都のシステムでは、データを通信するにおきましては暗号化されるということで、途中で盗まれたとしてもそれを読み取ることができないということ、そして2点目が、ただいま申し上げたとおり、区教育委員会及び学校ごとのユーザーID及び一定期間有効なパスワードを使用することによりまして防止をすることができるということでございます。結合の開始時期は21年9月を考えてございます。

なお、このシステムでございますけれども、21年1月に稼働が始まりまして、今現在、全都立学校及び40区市町で活用が始まっているところでございます。

以上でございます。

【会 長】ありがとうございました。

どうぞ発言がございましたらよろしくお願いします。よろしいですか。

それでは、本件につきましては承認ということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【会 長】ありがとうございました。

それでは、次に資料27にまいります。資料27、「障害者自立支援ネットワークにおける外部提供について」のご説明をいただきます。それではよろしくご説明をお願いいたします。

【障害者福祉課長】それでは資料27「障害者自立支援ネットワークにおける外部提供について」をごらんください。

1枚おめくりください。件名、新宿区障害者自立支援ネットワークにおける外部提供についてです。この表の左側半分が区の保有の情報です。右側半分が外部提供先及び提供情報となっております。順番に説明させていただきます。保有課は私ども障害者福祉課です。

新宿区障害者自立支援ネットワークとケース会議の概要についてのところをごらんください。まず、全体の概要について説明させていただき、その後でどの情報を外部に提供するかというご説明をさせていただきます。

まず、新宿区障害者自立支援ネットワークについてでございます。このネットワークについての全体図がございます。新宿区障害者自立支援ネットワークの全体会議がありまして、その下に分野別会議があり、そのまた下にケース会議がございます。今回、情報提供をさせていただきたいと考えているのは、このケース会議についての場合です。まず、ネットワークの構成機関なんですが、下の表をごらんください。分野別の関係機関です。福祉の分野では、公的機関と、それからその他の機関及び個人というのがあるんですが、公的機関では障害者支援にかかわる行政機関、障害者相談員、新宿区社会福祉協議会がございます。その他の機関及び個人としまして、障害者支援施設、これは通所施設、入所施設がございます。それから、居宅介護支援事業所がございます。次に、保健の分野ですが、こちらは保健所、保健センター、区民健康センターがございます。3つ目に医療の分野ですが、こちらの公的機関としましては、国立の医療機関の医師及び医療福祉相談室ケースワーカーがございます。その他の機関及び個人としまして、新宿区医師会、民間の医療機関の医師及び医療福祉相談室ケースワーカーがござい

ます。4番目の教育の分野ですが、こちらには教育委員会、特別支援学校・学級がございます。5つ目の就労の分野ですが、ハローワーク、新宿区勤労者・仕事支援センター、広域障害者就労支援機関が公的機関で、右側のその他の機関及び個人としまして、特例子会社、これは障害者雇用を行っている企業ですが、そこの支援担当者がございます。そして6つ目に危機管理です。危機管理にかかわる行政機関、警察、消防がこれに当たります。非常に分野は多いんですが、必要があったときに必要なメンバーが集まってケース会議を実施いたします。それから、全体のネットワークの中に個人情報が出ていくというものではございません。

次のページをごらんください。ただいま説明したのはネットワークについてなんですが、今回はケース会議です。このネットワークの中の個別のケース会議についてご説明します。

ケース会議は虐待などの困難ケース対応についての個別の検討会議でございます。ケース会議の対象となる事例ですが、虐待の発生の防止、早期発見、また虐待への対応、そして本人、家族への支援の提供の困難なケース、こういった事例がございます。ケース会議の実施に当たりましては、本人や家族の同意の上で実施するのが原則です。しかし、障害者や障害児の生命及び財産にかかわる緊急かつやむを得ない事情に際して、本人、家族による同意が困難なケースについては、障害者福祉課が本人の支援に関係する担当者を招集してケース会議を実施します。ケース会議において外部提供する機関や個人ですが、障害者自立支援ネットワークの構成機関の中から障害者福祉課が招集する当該ケースの支援に直接かかわる機関及び個人です。このケース会議の構成メンバーは対象者が抱えている問題によって異なります。主なメンバーとしては、障害者支援の総合相談窓口である障害者福祉課、それから区の保健センター、障害福祉サービス提供事業所、通所施設ですとか居宅介護事業所及び移動支援事業所、そして地域の民生委員さんですとか生活保護担当ケースワーカー、社会福祉協議会、医療機関、警察、消防などの機関や職員など、支援に直接かかわる機関及び個人です。

4番目に、これまでの対応と近年の社会的背景を申し上げます。これまでは、個人情報保護の観点から、ケース会議は民間事業所を除いて実施しておりました。実際には、直接支援に当たる福祉関係機関を含めたケース検討会議の実施が必要とされております。今年度、障害者、障害児及びその家族などに対する支援を適切に実施し、支援関係機関等の効果的な連携を図るための新宿区障害者自立支援ネットワークを設置します。かねてから懸案事項でありました虐待等の困難ケース対応について必要な個別検討会議、つまりケース会議を実施するための仕組みづくりを行います。平成18年10月に障害者自立支援法が施行されましたが、この中で市町村の責務としまして、第2条第3項のうちで下線が引いてあるところをごらんください。障害者

等に対する虐待の防止及びその早期発見のために関係機関と連絡調整を行うこと、また、その他障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行うことと定められております。また、現在、国会において、障害者に関する虐待防止法について検討されている状況にあります。

それでは、参考としまして、虐待の発生防止とその対応についての事例ということで、これは特定のケースではなくて、あくまでもこういったことが考えられるという事例でございます。母親と知的障害の子ども、といっても成人ですが、の2人暮らしであります。生活保護世帯です。母親はアルコール依存があります。本人の精神状態が不安定で、通所施設でもトイレの水を流し続けるなどのこだわり行動が強くあります。しばらく入浴していない様子やあざなど、けがが見られるが、本人に尋ねても理由を言わない、こういった事例であります。

まず（１）のところですが、本人及び家族に関する関係機関からの情報収集を行います。ここでは行政として民生委員さん、それから民間として通所作業所の個別ケース担当者の方、社会福祉士あるいは精神保健福祉士または介護福祉士の方です。それから、同じく民間で障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業である移動支援事業所のホームヘルパーの方、こういった方たちから情報収集します。

次に（２）のところですが、本人及び家族に関する関係機関を構成員としたケース会議の実施を行います。こちらでは関係機関としまして、行政は障害者福祉のケースワーカー、それから同じく行政として生活保護のケースワーカー、それから保健センターの保健師、この人たちの守秘義務は、右にあるとおり、新宿区個人情報保護条例・区長が行う個人情報保護事務に関する規則、地方公務員法、保健師助産師看護師法などに定められています。

次に、民間の方たちですが、通所作業所、個別ケース担当者の方たち、こちらの守秘義務は厚生労働省「福祉関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」、それから社会福祉法人の就業規則、社会福祉士及び介護福祉士法、精神保健福祉士法などがあります。

次に、同じく民間の方で、障害者自立支援法の移動支援事業所、ホームヘルパーさんの場合です。こちらですと、守秘義務は厚生労働省の「福祉関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」がございます。それから、一番下の民間のところですが、医療機関、精神科の主治医の場合ですが、この場合は厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」、また医師法、刑法などがございます。

それでは、次のページをごらんください。件名、新宿区障害者自立支援ネットワークにおける外部提供についてでございます。左側半分が区の保有情報でございます。右側半分が外部に



提供する先、それから提供する情報についてでございます。保有課は障害者福祉課でございます。提供先は虐待等困難ケース対応についての個別検討会議の構成員です。登録業務の名称ですが、新宿区障害者自立支援ネットワークでございます。提供先業務の名称は、新宿区障害者自立支援ネットワークの中のケース会議でございます。情報はどのような媒体に記録されているかですが、これは紙でございます。障害者相談記録表という紙になります。情報はどのような媒体で提供されるのかですが、この記録表が提供されます。

次に、登録業務で保有している情報項目は何かというところですが、まず、対象障害者についてです。次に、その障害者のご家族についてです。3番目に、相談者ですが、これはだれから相談があったかというものです。例えばここでは民生委員さんですとか、民間事業所のヘルパーさんですとか、ケアマネジャーさんですとか、そういった方たちが想定されております。次に、相談ですが、趣旨、内容がここで書かれます。それから、連携ですが、ここでは関係機関名、担当者、連絡先でございます。それから最後に支援内容ですが、サービス内容、他機関との連携、その他でございます。

左側の欄のうちで提供される情報項目ですが、これは左側の情報項目が提供される右側のところにありますように、提供される情報項目となります。何のために保有しているのかですが、障害者とその家族への総合的な相談に応じ、福祉サービスの利用援助を行うとともに、虐待の防止や早期発見等の適切な支援を行うためでございます。何のために提供を希望するのかですが、ケース会議において正確な情報の収集と交換を行い、適切な支援につなげていくためでございます。

次のページをごらんください。提供に当たっての区としての情報保護対策は何かのところですが、まず、新宿区障害者自立支援ネットワーク設置要綱で守秘義務について定めます。次に、新宿区障害者自立支援ネットワーク登録申請書の提出です。こちらは、このネットワークに参加するに当たりまして申請して登録していただくんですが、その中に個人情報守秘義務に関する規定を確認させていただきます。ですので、規定がないところはネットワークに登録することができないという仕組みになっております。

次に、右側をごらんください。提供先としての情報保護対策は何かですが、個人情報を掲載した資料は、ケース会議終了時にその都度回収いたします。緊急時の提供の場合における本人通知の状況ですが、こちらは外部提供の時期なんですけど、ケース会議開催時で、必要なときに随時開催をいたします。平成21年7月24日から以降継続ということになっておりますが、ケース会議をここでやりたいというふうを考えておりますので、この日時でございます。

説明は以上でございます。

【会 長】 どうもありがとうございました。

どうぞ、ご発言がございましたらよろしくお願いたします。どうぞ。

【赤羽委員】 赤羽ですが、例えばこういった個人情報の問題、情報項目という部分である場合、固定的な情報内容だと思うんですけれども、例えば今回の場合なんかは特に、こういった虐待のそういった厳しい案件の場合に使われるということを見ると、時々刻々とその状態がある程度変化をしているという部分で、固定的なものでない情報ということですよ。

そうになっていることを前提として、外部提供ということでは、例えば紙ベースでということとか、あと外部提供される人たちがかなり点在している。点在をしているというか、いろんな他機関に機能がわたっているということとかを思ったときに、この審査会から見ると外部提供の制限で、特にこれもやっぱり審査会でしっかりきちんと諮問して、本人のもしかしたら同意がなくてもある程度、嫌だと言っている情報提供をきちんとしなくちゃいけないようなこともあり得るとい部分では、やっぱり慎重に私たちは審議しなくちゃいけないと思うんですけど、何となく形的に、後ろにちゃんとこういった紙にもついていますよね。毎回、毎回この依頼書、かなりこう。これで審査会にかけられるだけの個人情報をある程度外に出した上での事業展開というものが、これはちょっと事業にかかわるといこともあるのかもしれないんですけど、何となく中途半端と言ったら変なんですけど、どうなのかななんていう、そういう印象があるんですけどね。例えばまず項目ではない固定的なものの情報ではなくて、かなり状態としての個人情報というような性質のものが出てくる。ある程度、ご本人であるんだけど時々刻々と変わっていく。それもよく変わるということよりも、比較的悪い変化の場合にこういったものを、個人情報をどんどん出していかなくちゃいけないということが想定される事業ですよ。そういう点についてはどういうふうなお考えでいらっしゃいますか。

【障害者福祉課長】 動いているものなので、委員おっしゃられるように、状態としての情報はその時々で少しずつ動いていくわけですが、そういうケース会議の場合は、それはちょっとやむを得ないかなというふうに思います。ですので、できるだけしっかりと守秘義務を守るためのいろいろな仕組みをつくっていきたいと思います。

【会 長】 どうぞ。

【赤羽委員】 例えば、これはこの審査会で発言すべきことかどうかわかりませんが、例えばそういった情報媒体のもので紙とか、あとそういったいわゆるITのメールの部分なんかのこういったことというのは、例えばどうしてこの個人情報を外部に提供しなくちゃいけな

いかという目的の部分からすると、時間との勝負というのがあるという、この今回の事業についてね。紙で、それが今回の目的を達成できるものなのかどうなのかということで、例えばメールとか、そういったこともやっぱりある程度考えなくちゃいけないんじゃないかなというようなことというのは検討には上っているんですか。

【障害者福祉課長】検討には上っておりませんで、これが相談の紙なんですけど、こういったものでケース会議、添付はさせていただいていないんですけど、ちょっと私も実際にこういったものですよというのをお持ちしたほうがいいかなと思ひまして、きょう持ってまいったんですけど、こういった情報を共有して、ケース会議のメンバーはどういうふうにして支援に当たったらいいかを相談し合うというものでございます。

【赤羽委員】わかりました。

【会 長】小菅委員、どうぞ。

【小菅委員】社会的な弱者への支援ですから、大変このケース会議については迅速、また的確にぜひ進めていただきたいというふうに思います。その中で、情報提供ですが、6ページのところの情報提供の内容ですが、赤羽委員と重複するかもしれませんが、このケースの、いわゆる虐待状況があった場合に、紙でも、あるいは電子資料でも結構だと思いますけれども、過去の状況のようなものはやはり提供しなきゃいけないんじゃないか、それが一つのもとになるんじゃないかと思いますが、そういう虐待等の背景とか現状とか展望みたいなのがこの資料の中にあるのかどうか、これをちょっとお尋ねしたい。資料の中にあるのかどうかということが1点と、もう一点ですが、7月24日からの提供だというふうに説明がございましたけれども、年間といいましょうか、区としては何件ぐらいの想定を考慮してこの活動に取り組むのか、ある程度想定する件数がわかれば教えていただきたいというふうに思います。

【障害者福祉課長】まず1点目なんですけど、ここの区保有情報のところのうちで相談というのがございます。こちらに趣旨と内容がありまして、ケースのバックグラウンドといえますか、そういったものがここで記されることとなります。

それから、年間の想定件数なんですけど、現在のところ、どのくらいあるかというのは想定がございません。今現在は公務員だけでやっているといえますか、私どもの課と、それから生活保護を担当する課の職員と、それから保健センターの保健師と、その3者でケース会議を行うことが多いんですが、今度は民間の方も入っていただくということになりました場合に、どのくらいというのが、ちょっと今現在ではどのくらいの数になるかというのは、申しわけありません、想定はございません。必要があればその都度開くということでございます。

【小菅委員】ありがとうございました。

【会 長】ほかにございましたらどうぞ。林委員。

【林委員】ちょっと仕組みがわからないので教えていただきたいんですけど、先ほど説明いただいた中で、ケース会議を開催について個人情報漏えいされていくということはまずないとおっしゃったんですけども、この6ページで今おっしゃったように、このところでは外部提供先及び情報提供が、こういう業者さんに提携先と書いて、具体的にはどこが提携先なのかちょっと私はわかりませんが、書かれているんですけども、こういうところが結局これからは必要上、どうしても個別ケースを検討する、あるいは審議するというようなときには、どうしてもその業者さんにも入ってもらうという形になっていますよね。だから、その確たる、私ども区民として安心なのは、そういう社会的な弱者の方の情報がきちんと守られているんだというあれは、そういう人たちはやむを得ず入れるわけだけでも、どういうふうに徹底して個人情報の保護がされるのかというのが一つと、もう一点は、8ページに、これも教えていただきたいんですけども、新宿区障害者自立支援ネットワーク設置要綱と書いて、そこに平成21年6月15日云々で福祉部長決定と書いてあるんですけども、その下にある第1条からあるんですけども、福祉部長という方がこういう、要するに今言ったような前ページのことでもっていろいろ縛りをされると思うんですけども、守秘義務的なこういう、読むと、こういうことは福祉部長が決定するんですか。どこから、私はもうこういうのは最高意思決定機関みたいな形で、例えば諮問を受けて審議をしますけれども、最終的には例えば議会とかそういうところで決まっていくのかなみたいな、本当に知らないものでお恥ずかしいんですけども、福祉部長決定でこういうのがどんどん決まっていくとなると、ほかもそうなのかなと思ってあれなんで、ちょっとすみませんね、その2つなんですけれども。

【障害者福祉課長】最初のご質問のほうです。どうやって守秘義務が民間の方の場合確保されるかという点なんですけど、このネットワークに入っていくには登録していただくんですが、その登録のときに守秘義務の規定があるということが条件になります。ですので、民間事業者の方ですと、それぞれに会社の規定でありますとか、その事業をやるための法律の中の守秘義務ですとか、いろいろな規定がありまして……

【林委員】今までの方だって大体、外部提供する場合には、委嘱したり委託をするような場合には必ず同意書とか覚書が入っていたんですね。大体同じひな形みたいな形で、約款みたいなものが入っていたんですが、これはなかったものだから、それでどういうふうに縛りを、きちんとしたものを提出させて管理監督をしているのかなと思って、それが結局、福祉部長決定と

あるから、これは同意書とかそういうのがなくて、福祉部長の一存でやることなんだなど。最終的にここでもう諮問を受けて決まれば、もう決まっちゃうんだなみたいな、ちょっとその仕組みが。

【障害者福祉課長】13ページをごらんください。

【林委員】これ、申請書、読んできたんですけど。

【障害者福祉課長】ありがとうございます。この自立支援ネットワークの登録の申請書なんですけど、ここの真ん中のところに個人情報守秘義務に関する規定の名称というものを書く欄がございまして、ここでそれぞれの機関の守秘義務に関する規定の名称を書いていただくことになっております。

【林委員】私もこれ、ここがわからなかったもので、ここ何なのかなと思って、いろいろちょっと予備で送っていただいたのを見ていたんですけど、ここは何で空白なのか、どういうことなのかなと思っていたんですけども。

【障害者福祉課長】ここでそれぞれの機関の守秘義務に関する規定を書いていただきまして、この規定に……

【林委員】書いていただくって、だれが書くんですか。

【障害者福祉課長】ネットワークに参加される方たち。ここの規定がない方は……

【林委員】規定の名称というのは、自社にこういう、要するにコンプライアンスがこういうのがありますよという、自社のものをそれぞれ書くと。

【障害者福祉課長】そのとおりでございます。ですので、規定がない……

【林委員】じゃ今までのような、区のほうで議会を経て決められた覚書みたいなものとか、そういうのが使われるわけじゃなくて、ここは任意なんですね。結局、各社各様でしょうからね。

【障害者福祉課長】はい。その規定がない場合はご参加いただけないということになります。

【林委員】そういうことですか。わかりました。

【障害者福祉課長】それから、設置要綱なんですけど、これは……

【副会長】ちょっとすみません。会長の指示で発言をしてください。

【会 長】どうぞ。

【障害者福祉課長】すみません。設置要綱なんですけど、今年度、この事業につきまして、ネットワークの設定につきましては、今年度の私どもの新しい事業でございまして、予算は議会で議決を経て決定されます。既に3月の議会で決定されておりますが、この個別のネットワークの設置要綱につきましては福祉部長の決定となります。

【林委員】わかりました。

【会 長】よろしいですか。ほかにございましたらどうぞ。

【川村委員】川村です。そうしますと、確認なんですけれども、この提供先に対して紙ベースで個人情報の資料を提供した後は、このケース会議終了時は回収ということで、ケース会議のときのみこの情報がその提供先にあつて、あとはもう回収されて、手元には残らないということで、そういう理解でよろしいでしょうか。

【会 長】どうぞ。

【障害者福祉課長】そのとおりでございます。

【川村委員】わかりました。結構です。

【会 長】ほかにございますか。どうぞ、鍋島委員。

【鍋島委員】今の関連なんですけど、会議のときに回収するというのは、これのどこかケースワーク会議の規定の中に入っているんですか。

【障害者福祉課長】要綱には入っておりませんが、必ず回収させていただきます。

【鍋島委員】今、個人情報のそういう会議があったときに、やはり要綱の中にそういうものはきちっと入れるようになっているところが多いので、ましてこういうものですから、ちょっと入っていないというのは信じられないですけど、今後入れるというお考えはありますか。

【障害者福祉課長】入れることを考えます。検討します。

【鍋島委員】ありがとうございます。

【会 長】以上、よろしいですか。

それでは、この件は承認ということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【会 長】どうもご苦労さまでした。

それでは、資料28にまいります。資料28、「区道の認定等に係る文書・図面の電子データ化の委託について」でございます。ご説明いただきたいと思います。どうぞ、お願いします。

【土木管理課長】それでは、資料28に基づきまして「区道の認定等に係る文書・図面の電子データ化の委託について」ご説明申し上げます。申し遅れましたが、私、みどり土木部土木管理課長の野崎と申します。よろしく願いいたします。

それでは、資料の2ページ目をごらんいただきたいと思います。

今回委託する目的でございます。まず、土木管理課が管理しています文書、今回の場合は主に道路の境界であるとか道路の管理にかかわる紙によります文書でございますが、それをスキ

ャナーで電子データ化したしまして、文書の保存場所の省スペース化を図ったり、区民の皆様に対する文書による検索の効率化を図りまして、スピーディーに情報提供を行うということを主の目的に委託化、電子データ化するものでございます。

また、今回この事業につきましては、国の緊急雇用対策関連の緊急雇用創出事業の補助事業の対象といたしまして、今年の第2回定例会におきまして補正予算とさせていただいたものでございます。それで、対象でございますが、新宿区内全域、18.23平方キロメートルということでございますが、実質的にもう少し申し上げますと、新宿区が管理しているの新宿区道は約290キロほどございまして、これに伴います道路と宅地との境界であるとか、区道の敷地の中の所有者が誰かというようなことの、特に民間の方から区道に提供している土地というのがございまして、そちらに対する境界などの関係の書類の電子データ化というふうにご理解いただければというふうにご考えてございます。

この今ペーパーで持っているものでございますが、大きく分けて今回2つございますけど、合計いたしますと、図面もあるんですが、約26万7,000枚の文書になってございます。これを電子データ化するものでございまして、先ほど申しましたように、省スペース化とペーパーレス等、ほとんどこの資料というものは永久保存という形になっているわけでございますが、劣化などもございますので、適正な保存をするということもございまして、データ化をするという形にさせていただきたいと思っております。

これは委託で行いたいというふうにご考えてございます。まず1番目でございますが、特別区道の認定、区域決定、供用開始の文書でございます。これは道路法に基づきまして認定するということが議会での議決がありますが、その後、区域決定とか供用開始、道路を通れるというような手続がございますけど、そういったものの一連の文書がございます。こちらにつきまして請け負っていただく業者に対して、区役所の中もしくは区役所外のその請け負った会社に持って行っていただいて電子データ化を図るという形でございますが、基本的には施設の関係もございまして、民間の請け負った会社に責任を持って、後ほど申し上げますが、責任を持って電子データ化をしていただきたいというふうにご考えているところでございます。

今回、個人情報関係でございますが、区道の認定等に書かれた住所、氏名、地番、面積、地目等の記載のほか、さまざまな添付文書がございます。例えば案内図であるとか公図、登記事項の証明書、印鑑証明書、あとはさまざまなものがございますが、特に印鑑証明書というのは、区道に提供していただく場合、我々の本人確認のための重要な要素になってございますので、これを今新宿区としては添付していただくのが条件になってございますので、これが大き

な個人情報になるのかなというふうに考えてございます。このようなものを出していただいて、区道に提供していただくということを確認いたしました文書が一連で永久に残ってまいているといふことでございます。

もう一つ、区道と宅地の境界を決める作業も行っておりますが、これは2番でございますが、区有地等確定図面及び文書ということでございます。これは申請をしていただくわけですが、そちらの方の住所、氏名、それから所有地番とか作成者、これは民間会社になるものでございますが、そういった方の住所、氏名、それから社印とか、法人のものがございませう。こういったものをすべていただいておりますので、それが個人情報に該当してくるかと思っております。

いろいろ添付していただく資料の中に、先ほど申しました1と同じでございますが、印鑑証明書などもつけていただいておりますので、こちらが主に個人情報という形になってございます。その他いろいろ書いてございますが、このような一連の中で、区と隣地との境界を決める作業を行っているものでございまして、こちらについて今回ご審査をいただきたいというふうに考えてございます。

それから、次のページ、3でございます。ただいまちょっと私が口頭で申し上げたものが一覧になっているところでございます。簡単に申し上げますと、中段の下でございます。委託内容としては区道認定等の文書の電子データ化、それから区有地境界確定図面及び文書の電子データ化でございます。委託の開始時期でございますが、本日も了承いただきまして、契約の手続を行いまして、8月の中旬ぐらい、もしくは下旬になるかと思っておりますが――から来年の2月ぐらいまでという形でございます。約半年以内というのが、緊急雇用対策事業の国からの補助金の関係もございまして、半年以内に成立させるという形で考えてございます。

それから、最後の段でございますが、委託に当たりまして区が行う情報保護の対策でございます。契約に当たりましては別紙、次の4ページをごらんいただきたいと思っております。特記事項を付させていただきますというふうに考えてございます。こちらの中にはもちろん、2としまして秘密の保持であるとか、3番としまして目的外使用の制限、それから第三者への提供の禁止など、それから適正な管理、複写等の禁止、再委託の禁止などをもちまして、保護に努めていただきたいというふうに考えてございます。それから、作業終了後におきましては、提供しましたすべての情報については返還するという義務をつけさせていただきますと思っております。また、受託事業者としての情報保護対策としましては、取り扱い責任者を指定いただいて、区のほうに提出いただくという形でございます。



主に以上でございます。簡単でございますが、説明を終わらせていただきたいと思います。よろしくご審議のほどお願いいたします。

【会 長】ありがとうございました。

それではどうぞ、ご発言をお願いいたします。

【鍋島委員】ちょっと教えていただきたいんですけど、うちでもちょっと先代さんが、昔、50年代に前の私道を区に出しましたけど、そういうのも区で保存していらっしゃると思うんですけど、そういう前のはこれには当たりませんよね。

【会 長】どうぞ。

【土木管理課長】私道ですね、ちょっとわかりません、区道になっていれば、当然のように今、区の財産としていただいているわけでございますので、当然今この中でも、今はペーパーになっているだけなんですけど、データ化する予定にしている一つだと思います。

【鍋島委員】データ化するわけですね。

【土木管理課長】はい。

【鍋島委員】そうすると、印鑑証明とかそういうのは、全然もう死んだ人だと有効ではないんですけれども、そうするとその後は、相続人とかそういうものは書き込みはされているものなんでしょうか。

【土木管理課長】ちょっと年度が、先ほど50年代とおっしゃいましたが、まさしくその時代のままでございますので、確かに今は有効か無効かとなると、多分、所有権も変わっている場合もございますし、相続なども発生している場合もございますけど、我々は第三者に対しても、こういう経過で個人から区に提供してもらったということを経済第三者に場合によっては示すことも必要でございますので、それも電子データ化して今回は、そのままでございますけれども、電子データ化して、場合によっては閲覧とか何かにしていきたいと思います。所有権が変わったかどうかについては我々は、今の最新の情報で電子データ化するわけではございませんので、そこはご理解いただきたいと思います。

【鍋島委員】ちょっとわからないんですけども、登記簿謄本というのは普通のうちでも残っていますよね。ずっと歴代わかりますよね。何かのときには区道になったものでもそういうものはあるわけですよね。そういう古いもの、もう区の所有になってしまった、何年もたっているもので、それでしかもきちっと国の登記簿謄本とかあるものを、それで何かそういうご発言があったら、その登記簿謄本を見れば、乙区のほうでも甲区のほうでもわかりますよね、弁護士先生もいるから。それをわざわざこういうふうにお金をかけて、今申請していて、最近のも

のだったらトラブルになるからということもあると思いますけど、区の財産になってしまっていて、そういうものもきちっとあるものをもう一回何でこういう電子化しないといけないんですか。

【会 長】どうぞ。

【土木管理課長】確かにそういうご心配というか、当然疑問はあると思います。

【鍋島委員】いや、お金がかかるということで。心配ではありません。心配もありますけど。

【土木管理課長】我々はやはり、今の時点では所有権の移転とか経過がわかっても、これから永久的に我々、道路として管理していくことになります。そのときに、先ほどもちょっと申しましたように、文書だけですと劣化したりする場合もございますし、それはやっぱり電子化によって、原本は原本として残しますけど、日常的に見ることもございますので、まずそれは電子化というのは大原則でございます。それから、特に登記簿謄本などについては確かに最新のものというのはいつでも取り寄せることは可能かと……

【鍋島委員】いや、古いのもちゃんとあります。

【土木管理課長】もちろん時系列的にあることは認識してございます。

【鍋島委員】登記の原戸籍でいろいろやったときにも、もうすごい古いのまで、明治のころの何坪、反まで出ましたから、それをわざわざやるというのがようわからん。

【土木管理課長】そこなんでございますが、そこは当時の経過というのをすべてやはり情報として管理しておくのが我々の、やっぱり道路管理者としての責務がございますので、そこは一連のその時点での、そのときの情報としてつづつてございますので、その一連の中で電子データ化させていただきたいというふうに考えているところでございます。

【鍋島委員】そうすると、何か要綱の中にそれを破棄するときはどういうときですというのがないので困っていらっしゃるということですか。

【土木管理課長】特に要綱というのはございませんが、我々の責務といたしまして、特に区道認定するというのは非常に、議会の議決ということで重い行為ということでございますので、その当時の記録は一切残すというのが、道路管理者としてというか、道路法の趣旨からもありますので、その当時の最新のデータはいつの時点でも残しておくべきだろうという判断をした上で、今回このような形で電子データ化を図ってまいりたいということでございます。

【鍋島委員】はい、わかりました。

【会 長】よろしいですか。ほかにございましたらどうぞ。

【副会長】これは古い文書を保存するというふうに理解したんですけど、現実、今でもよく官

民査定とかということ、区道と民間の境界を、こういう文書に基づくんじゃないかと思うんですが、査定してもらうことがありますよね。そういう文書もこういう形で保存されていくということでしょうか。

【土木管理課長】まさしくそのとおりでございまして、ちょっと私ども古いと言いましたけど、今回やるのはすべて、最新のものまで含めまして、今あるものはすべて電子データ化しようということございまして、また今後もそういうものが当然出てまいりますので、それにつきましても一定のところ電子データ化を図って、永久保存に対応できるようにしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

【会 長】よろしいですか。ほかにございましたらどうぞ。

どうぞ、ひやま委員。

【ひやま委員】スキャニングを区役所内、もしくは区役所外ですという、この場合のPCは当然、委託先の業者のPCを使ってスキャニングをするわけですよね。そして、そこでスキャニングした情報を電子化したものを区のほうにもう一回戻すわけですよね。それは何で戻すんですか。

【土木管理課長】我々が想定しているのは、DVDとハードディスクそのものでデータ化したものをもらって、このような形での契約をさせていただきたいと考えてございます。

【ひやま委員】じゃ、使ったPCのハードディスク自体も戻してしまうという形でいいわけですね。わかりました。

【会 長】ほかにございますか。

では、本件は了承ということよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【会 長】では、了承いたしました。どうもご苦労さまでした。

では、次にまいります。資料29にまいります。「特定健康診査の対象者に対する勧奨通知・電話勧奨等及び勧奨効果分析委託について」でございます。ご説明をいただきます。どうぞよろしくご説明ください。

【健康推進課長】健康推進課長の杉原でございます。

特定健康診査の対象者に対し、勧奨通知を送り、あるいは電話で勧奨し、またさらに勧奨効果を分析する委託についてでございます。

資料の2枚目で、事業の概要でございますが、事業名は特定健診・保健指導、担当課は健康推進課、目的は特定健康診査の受診率の向上のためでございます。対象者といたしましては、

特定健康診査の対象者、これは国民健康保険に加入している方のうち40歳以上の方でございますが、前年度の特定健診を受診されなかった方で、年度末の年齢で69歳までの方を対象といたします。事業内容ですが、対象者に対し、個別に勧奨通知を全件発送した後に、通知を発送した先の方で、電話番号を把握している方に対しては個別の電話勧奨を実施いたします。また、問い合わせ業務もそれに伴って実施をいたします。その後、勧奨通知だけの集団と電話勧奨を行った集団の受診率の相違などについて効果の分析をいたしますが、これらの業務を委託するものでございます。

対象予定数としましては、概数ですが、特別勧奨通知者3万3,000人、電話勧奨者はこのうち2万7,000人、問い合わせは全件の1割の3,300人と考えております。効果分析の対象者は全件でございます。

次でございますが、区の保有している情報です。保有課は健康推進課で、登録業務も先ほど申しましたとおりでございます。情報の媒体は紙と電子媒体に記録してございます。区の保有している情報については、健診結果、問診結果、保健指導結果、そのほか住所、氏名、生年月日などの基本情報のほか、国民健康保険の資格に関する情報がございます。このうち、委託先に対する情報提供でございますが、委託先はこれから入札などの方法により決定をする事業者でございます。情報の媒体、提供する媒体でございますが、電子的媒体でございます。区の保有情報のうち、提供する情報ですが、個別の勧奨通知や電話勧奨、問い合わせ対応につきましては、国民健康保険の記号番号のほか、生年月日、性別、受診券の整理番号、電話番号、仮名氏名、漢字氏名、郵便番号、漢字住所、漢字方書まででございます。その後、事業効果の分析をする際には、健診受診の有無の結果でございます。それから、受診券の整理番号、生年月日、性別、こういうデータでございます。

委託の理由ですが、対象者が大量に見込まれるために、事務の効率化を進める観点から外部委託が必要と考えた次第でございます。委託内容ですが、先ほどの事業の説明で申しましたとおりでございます。委託の開始は、本年8月以後継続した年度末まで実施する考えでおります。委託に当たり、区が行う情報保護対策としましては、契約に当たり別紙の「特記事項」、これは一般的な特記事項でございますが、大量に電話などで勧奨しますので、当然ながら目的外利用や第三者への提供を禁止し、複写を禁止、再委託も禁止します。資料は必ず返還させ、従業員に理解する教育も特記事項に書いてございます。

委託事業者のほうの情報保護対策としましては、取り扱い責任者と取り扱うものをあらかじめ指定させます。提供された情報は施錠できる金庫に保管させます。入退室管理システムの整

備、記憶媒体の利用制限、ファイルサーバーにアクセスする権利を個人ごとに制限するなど、そういう対策をとる考えでございます。

大変雑駁でございますが、以上でございます。

【会 長】ありがとうございました。

ご発言ございましたらどうぞ。

【赤羽委員】これは個別電話勧奨を2万7,000件、これ、電話って、例えばいわゆる自宅の電話なのか、携帯電話なのか、教えていただけますか。

【健康推進課長】自宅の電話も携帯電話もいずれも対象といたします。

【赤羽委員】例えば携帯電話に関する個人情報の考え方が、うちの条例ではどういうふう、恐らく携帯電話に関してはそこまで細かく規定はしていないと思うんですけども、一般の人の受けとめる理念というのかな、考え方がかなり千差万別であるような気がするんですね。その辺についてはどうお考えですか。

【健康推進課長】備えつけの電話と携帯電話と両方お持ちの方は多いと思いますけれど、近年では携帯電話だけを日ごろからお使いということもございますので、携帯ですと相手の都合の悪いときにかかってしまってということも往々あるかと思えますけれど、そのときは電話に対応するときの十分なマナーをもって、その状況に柔軟に対応させていただきたいと考えております。

【赤羽委員】私たちは議員として、いろんなさまざまな区民とのやりとりの中で、携帯電話に関してはかなり個人情報の中まで踏み込んでいるというような考えを持っていらっしゃる区民がいるということは、やはり1点、今回の審議会の中で討議する話ではないとは思いますが、そういう懸念も一言申し上げておきます。

【会 長】どうぞ。

【林委員】ちょっとまた教えていただきたいんですけども、ここに特定の健康調査とあるんですけども、特定というのは何が、特定というのはどういう、要するに多くの区民のところに毎年送られてきている健康診断がありますね。あれのことを言っているわけですか。

【健康推進課長】特定健康診査という言葉は昨年度から使うようになったものですが、国民健康保険に加入されている40歳以上の方に行うごく一般的な健康診査でございます。特定ということがつきましたのは、特に成人病予防のために生活習慣病を防止する観点から、腹囲ですとか血圧、コレステロールなどに着目するところが多いので、そのあたりを含めてこういう呼称になってございます。

【林委員】ありがとうございます。そうすると、今まで行われてきた健康診断のものと、去年からメタボ健診という形で、あれはやっぱり年齢と、それから診断内容の2つでもって特定と言っているわけなんですね。その対象者の方で、それ以外の一般の健康のあれをされている多くの区民の皆さんのあれについては特に今回の審議の対象にはならないということで、あくまでも特定ということで、40歳以上のメタボの内容のということによろしいわけですね、認識としては。

【健康推進課長】そこは若干ずれがございまして、逆に一般的な健康診査という表現をしなくなっております。この国民健康保険加入者の40歳以上、全員が特定健康診査の対象となっておりますので、新宿区内で対象者は5万7,000人余りいらっしゃいます。

【会 長】よろしいですか。ほかにございましたらどうぞ。

【林委員】あと、次にこのところに今回の業務の、3ページに、委託の理由としては対象者が大量に見込まれるためという云々で、事務の効率化のためなんですけれども、個人情報保護の観点からいきますと、いろいろな市井でもって問題が起きているのは、事務の効率化を追求する余りに、要するにコンプライアンスというか、個人情報の漏えい等に絡むことが多々全国津々浦々あれで、別に新宿区がそうというわけじゃないんですけど、そんなふうに私どもは思いますので、あくまでもそこはトレードオフの関係にならないように、どんな配慮を、もう一回だけ、されているのか、これも身体のあれにかかわることなので教えてください。

【健康推進課長】受診されない方への個別の勧奨の電話など、私ども区の職員で対応したい気持ちはやまやまございしますが、平成20年度に500件ばかり電話はかけております。3月にはかなり受診者がふえるなど効果はございました。ただ、区の職員は、実際に特定健診をお受けになって、その後、成人病予防の観点から心配な方々に特定保健指導という専門的な指導をしますので、なかなか勧奨事務に特化して人材を投入することが難しい状況でございます。ご理解いただきければと存じます。

【林委員】わかりました。

【会 長】どうぞ。

【鍋島委員】これはいつからいつという期間はどこかに書いてあるんでしょうか。

【健康推進課長】本件は今月のうちに契約の事務に着手をいたしますが、実際に事務を委託先で開始できるのは9月になろうかと考えております。終わりは、明確に書かないで申しわけございませんでした、年度末で、3月31日まででございます。

【鍋島委員】継続となっておりますけど、3月31日に終わったら、また委託先は入札によって決

めるわけですか、来年度は。

【健康推進課長】新年度につきましては、改めて別途の契約になります。入札になるとは限りませんが。

【鍋島委員】というと、そのまま継続ではないんですね。継続と書いてあるので、ちょっと、あれっと思ったんです。

【健康推進課長】この事業を継続するという意味で書いてございまして、契約を必ずしも継続するというものではございません。契約はあくまで単年度、年度単位でございます。

【鍋島委員】わかりました。

【会 長】ほかにございますか。

先ほど赤羽委員がおっしゃられました懸念をお伝えするということですがけれども、何か。心配事といいますか。それはいいですか。わかりました。そういうご発言があったということでよろしくをお願いします。

ほかにございましたらどうぞ。よろしいですか。

では、本件につきましては了承ということでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【会 長】ありがとうございました。

では、次に資料30にまいります。資料30「史跡「江戸城外堀跡」周知事業における講座等実施業務の委託について」でございます。ご説明ください。

【文化観光国際課長】文化観光国際課長でございます。資料30、件名、史跡「江戸城外堀跡」周知事業における講座等実施業務の委託について、ご報告をさせていただきます。

条例の根拠につきましては、第14条第1項、個人情報の収集を伴う委託等ということでございます。1枚おめくりいただければと思います。

事業の概要についてご説明をさせていただきます。事業の名称については今ご説明させていただきましたとおりでございます。担当課につきましては、地域文化部の文化観光国際課。目的です。区の貴重な文化資源である史跡「江戸城外堀跡」に関する情報発信をし、保護・保存に関する理解を広めるということでございます。対象者については区民等ということでございます。

事業の内容、江戸城外堀に関する理解を深めるための講座の実施というのが一つございます。概要でございます。近世最大の城郭である江戸城及びその一画である外堀に関し、全国の大名を動員してつくられた歴史的な経緯、その変遷、現状と保存のための課題などに関して、文献

史学、土木・建築学、都市計画などさまざまな切り口で学ぶ講座を実施するというものがございます。

実施の予定時期については、平成21年度は11月中に3回連続講座を1回実施する予定でございます。募集人員については60名。

それから、2つ目の事業内容でございます。江戸城外堀まち歩き事業の実施です。概要でございます。延長4キロ、面積38ヘクタールにもなる本史跡の規模や高い土手、深い堀などから成るダイナミックな景観、近代遺産を含む本史跡の重層的な歴史的な価値などに触れることができるまち歩き事業を実施するというものがございます。実施の予定時期です。平成21年度は12月中に1回実施の予定でございます。募集の人員については100名です。

業務の委託の内容でございます。(1)から(6)まででございます。講座及びまち歩き事業の企画構成、講座及びまち歩き事業の周知及び参加者の募集、問い合わせへの対応、参加者の抽せん及び当落の通知、傷害保険への加入、これはまち歩き事業のみです。それから講座及びまち歩き事業実施及びそれに伴う附帯の作業でございます。参加者へのアンケート調査及びその集計作業、その他として、本事業については平成22年度以降も継続して実施したいというふうに考えております。

個人情報の関係でございます。個人情報の保有課については地域文化部文化観光国際課、登録業務の名称については、史跡「江戸城外堀跡」周知事業における講座等ということでございます。委託先です。財団法人新宿区生涯学習財団を予定したいというふうに考えております。委託に伴う個人情報でございます。参加希望者の郵便番号、住所、氏名、年齢、電話番号の5点でございます。処理させる情報項目の記録媒体でございます。電磁的記録媒体、コンピューターの関係です。それから紙でございます。委託の理由としましては、講座とまち歩きの企画構成及び実施、参加者の募集、保険への加入、問い合わせへの対応など、一つの催事として運営することが合理的かつ効率的であると判断するためでございます。

委託の内容です。参加者の募集、抽せん、当落の通知、保険加入、当日の受付、問い合わせへの対応、こういった内容につきましては、募集の方法はまず区の広報、区ホームページ、生涯学習財団の広報誌等を通じて募集、周知をしていきたいというふうに考えます。応募に当たりましたは往復はがきを使います。はがきの送付先については生涯学習財団でございます。募集期間内に送付されたはがきについては、生涯学習財団のほうで責任を持って保管管理をさせます。また、募集期間終了後、私ども文化観光国際課の職員の立会いのもとで抽せんを行います。抽せん後、財団が当落の結果を返信はがきに印刷をし、応募者へ発送させていただきます。



同時に、財団では当落の名簿2部を作成し、1部を区に提出、残りの1部については保険への加入及び当日の受付に使用する、及び問い合わせに使用するため、はがきとともに責任を持って管理させるというふうに考えます。事業終了後については、名簿とはがきはすべて文化観光国際課へ提出をさせます。委託の開始時期及び期間についてはこちらの記載のとおりでございます。

また、委託に当たり区が行う情報保護の対策ですけれども、契約に当たりまして別紙にあります特記事項を付させていただきたいというふうに考えております。また、業務終了後、提供した情報を責任を持って返却させるなど、契約に当たって特記事項をしっかりと付していきたい。それから、受託事業者については個人情報の取り扱いの責任者についてあらかじめ指定をします。また、提供された情報については責任を持って施錠できる金庫等で管理させる。かような形で事業について実施していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

【会長】ありがとうございました。

ご発言ございますか。では、本件は了承ということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【会長】どうもご苦労さまでした。

では、資料31にまいります。資料31「新宿文化センター開設30周年記念事業催事委託について」でございます。ご説明ください。

【文化観光国際課長】続きまして、資料31についての報告をさせていただきます。

件名については、新宿文化センター開設30周年記念事業催事委託でございます。これも先ほどに続きまして第14条第1項の個人情報の収集を伴う委託等というところでございます。

事業の概要についてご説明をさせていただきます。まず、事業の名称、繰り返しになりますけれども、新宿文化センター開設30周年記念事業催事委託でございます。担当課は文化観光国際課でございます。目的としましては、文化センターの開設30周年を記念したオーケストラコンサート、これを2回行うというものでございます。対象者については区民一般でございます。事業の概要でございます。新宿区の文化芸術振興の拠点として活用されている新宿文化センターが平成21年に開設30周年を迎えるため、これを記念する事業を開催し、区民や利用者に良質な文化芸術に触れてもらうとともに、改めて文化センターについて広く情報を発信して、今後の発展と活用促進を図るというものでございます。また、新宿文化センターを起点として「文化芸術創造のまち新宿」の実現に向けた取り組みを推進していきたいというふうに考えており

ます。

具体的な催事の内容は、こちら①、②に2つあるとおりでございます。文化センター開設30周年、あわせて大新宿区まつりの30周年を記念しまして、10月1日にオーケストラの名曲コンサートを1回開かせていただきます。対象は一般区民など1,800名でございます。それから、2つ目としましては、やはり30周年の記念ということで、オーケストラの名曲コンサートⅡということで、新宿区に本部事務所を置く東京フィルハーモニー、こちらにお願いをしまして、11月1日午後2時開演ということで、やはり一般区民など定員1,800名を対象として行うものでございます。

個人情報との関係でございます。個人情報の保有課につきましては文化観光国際課でございます。委託先については財団法人新宿文化・国際交流財団を予定したいというふうに思っております。委託に伴う事業者処理させる個人情報の項目でございます。参加希望者についての郵便番号、住所、氏名、電話番号の4項目でございます。処理させる情報項目の記録媒体については、パーソナルコンピューター、紙でございます。

委託の理由でございます。文化センターの開設以来、管理運営に当たっています財団法人新宿・文化国際交流財団に事業の企画構成及び実施、参加者の募集、問い合わせへの対応など、一つの催事として運営を委託することが合理的かつ効率的であると判断するためでございます。

委託の内容でございます。参加者の募集、抽せん、当落の通知、当日の受付、問い合わせへの対応。募集の方法については、区の広報、区のホームページ、財団の広報等を利用して行います。応募方法については、先ほどの外堀と同じように、往復のはがきで行いたいというふうに考えています。応募のはがきについては文化・国際交流財団へということでございます。また、募集期間内に届いたはがきについては同財団で保管をし、募集期間終了後、区の職員の立会いのもとでの抽せん、抽せん後、同財団が当落の結果を返信はがきに印刷をして応募者に返送させます。同時に、同財団については当選者、落選者の名簿2部を作成しまして、1部を区に提出、1部を財団で保管、問い合わせ等の対応に当たるというものでございます。また、事業終了後には名簿等はすべて文化観光国際課へ提出をさせたいというふうに考えております。

委託の開始時期及び期限については、契約締結の翌日から21年11月1日まで、委託に当たり、区が行う情報保護対策ですけれども、契約に当たって特記事項を付させていただきたいというふうに思っております。また、業務終了後、情報についてはすべて返却というものでございます。

受託事業者に行わせる情報保護対策でございますけれども、取り扱いの責任者を指定するこ

と、また提供された情報については責任を持って施錠できる金庫等で保管をさせていきたいというふうに考えております。よろしくお願ひいたします。

【会 長】ありがとうございました。

どうぞ、ご発言がございましたらよろしくお願ひします。よろしいですか。

では、本件は了承ということでもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【会 長】ありがとうございました。どうもご苦勞さまでした。

それでは、資料32にまいります。「新中央図書館等基本計画策定に向けたアンケート調査の実施について」でございます。どうぞご説明ください。

【新図書館・学校情報化推進担当副参事】新図書館・学校情報化推進担当副参事でございます。よろしくお願ひいたします。

新中央図書館等基本計画策定に向けたアンケート調査の実施について、ご報告申し上げます。1枚おめくりください。

事業名は、新中央図書館等基本計画策定に向けたアンケート調査の実施についてでございます。担当課は中央図書館でございます。目的は、本調査によりまして、図書館の利用者の動向、要望等を幅広く把握しまして、今後建設が予定されております新しい中央図書館等の基本計画策定への一助とするものでございます。

対象者としたしましては区内在住の18歳以上の方3,000名。

事業内容でございます。第一次実行計画に基づきまして、新中央図書館等の基本計画策定に当たり、利用者からの幅広い意見収集のため、通常日及び繁忙期における来館者対象のアンケート調査を実施するものです。さらに、図書館の利用者以外の区民からの意見も収集するため、郵送によるアンケート調査も実施し、新中央図書館等への意向・状況・将来への要望を幅広く把握して、今後の基本計画策定に資する資料とするものでございます。来館者調査のほうは回収目標1,000を予定しております。郵送調査のほうは、回収目標、こちらも1,000を予定しております。合計2,000でございます。

もう一枚おめくりくださいませ。情報の保有課でございます。中央図書館。委託先は株式会社インテージでございます。情報はどのような媒体、媒体はあて名シールでございます。あて名シールを委託業者に渡し、封筒へ貼付をさせるものでございます。保有している情報項目につきましては、無作為抽出による18歳以上の区民の住所と氏名でございます。3,000名分でございます。委託業者に提供する項目でございますが、無作為抽出による18歳以上の区民の住所、

氏名3,000名分、こちらをアンケート調査郵送用とお礼状兼督促状発送用で、同じものを2組お渡しするものです。

委託の理由でございますが、調査・分析のノウハウを持った委託業者に依頼することで、効率的かつ効果的な調査目的を達成するためでございます。

委託内容は、先ほど申しましたように、新中央図書館の基本計画策定に当たり、区民等からの幅広い意見収集のため、アンケート調査等をするためでございます。

なお、調査票につきましては、新中央図書館等基本計画策定委員会に諮った後、決定するものでございます。

委託の開始時期及び期限でございますが、平成22年3月31日まででございます。委託に当たり区が行う情報保護対策としましては、契約に当たりまして別紙の特記事項を添付しまして、こちらの内容を厳守させるものでございます。

また、郵送調査の返信先が中央図書館となっておりまして、委託業者に分析等で回答を渡す場合に、内容を確認しまして、個人情報等があった場合は削除をして渡すものでございます。委託事業者の情報保護対策でございますが、取り扱い責任者をあらかじめ指定しまして、個人情報につきましては施錠できる金庫に保管させるものでございます。

以上でございます。

【会 長】ありがとうございました。

どうぞ、ご発言がございましたらよろしく申し上げます。どうぞ、林委員。

【林委員】一つ聞きたいんですが、数年前から指定管理者制度になっていましたね。というか、要するに民間の人が運営を、特に今回、中央図書館は民間に委託されると思うんですけど、その業者には全く関係なく、あるいはその業者のことを言っているんでしょうかね。ここで審議しているわけですけども。

【新図書館・学校情報化推進担当副参事】指定管理者制度につきましては、中央図書館本体については採用しておりません。今年度から地域館で3館、指定管理者を導入しておりますけれども、今回の業務は中央図書館そのもので行いますので、指定管理者とは直接は関係ないものでございます。

【林委員】それはそうなんです。そうすると、要するにそのときに審議された方法と、個人情報保護についてここで審議されたのを記憶しているんですけども、全く同じ覚書、特記事項のあれを使われるという感覚でよろしいんですよね。個人情報保護は同じ方法でやるということで。

【新図書館・学校情報化推進担当副参事】特記事項につきましては一般的な個人情報保護のものを使っておりますので、同じということでもよろしいかと思えます。

【林委員】ありがとうございました。

【会 長】どうぞ。

【副会長】利用する名簿というか、これ、あて名シールと書いてあるんですけど、図書館の利用者を対象にしたものは図書館が名簿かリストか何かをお持ちだろうということで、それがあて名シールになっているのかなと思うんですけど、利用者以外の人からも意見を求めると書いてあるんですけど、それはどこのデータを使おうということでしょうか。

【新図書館・学校情報化推進担当副参事】すみません、説明がわかりづらくて申しわけございませんでした。調査を2つ予定しておりまして、利用者調査というのは、図書館においでになる方に対してその場で調査票をお配りしてやるものでございます。よって、利用者の方の氏名とかそういった個人情報についてはお聞きはその場ではしません。それに対しまして、利用者以外の方の意向も聞く必要があるということで、住民基本台帳情報から区民の方を無作為に3,000名を抽出いたしまして郵送調査を別途にやると、そういうことでございます。

【副会長】そうすると、よくわからないけど、目的外利用か何で出すべきだったんじゃないかなと思いますけど。大きな問題とは思わないんですけど、どうですか。

【区政情報課長】区政情報課長です。住民記録台帳の情報につきましては、法により区の業務に使えるという形になっておりますので、それについては目的外ではなくて、目的内の利用になります。ただ、今回は業務を委託するということでこの審議会にかけているというものでございます。

【会 長】よろしいですか。

では、本件は了承ということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【会 長】どうもご苦労さまでした。

それでは、次にまいります。資料33でございます。「新宿区議会に関するアンケート調査業務委託について」でございます。ご説明をお願いいたします。

【議会事務局次長】議会事務局次長、米山でございます。

それでは、ご説明いたします。

新宿区議会に関するアンケート調査業務委託でございますが、そこにもございますように、議会に対する区民の意識調査というふうになってございまして、議会に対するさまざまなご意

見をいただくことによりまして、今後の議会対策の取り組みに資するというものでございます。新宿区在住の満20歳以上の男女というものが対象になってございます。これにつきましてはアンケートをとらせていただくということで、区政情報課で住民基本台帳から無作為抽出をいたしました区内20歳以上の氏名、住所に基づきまして、議会事務局であて名シールを用意いたしまして、それを委託業者にお渡しをいたしまして、調査票を郵送・配布させるものでございます。

返ってきたものにつきましては、議会事務局で回収しまして、個人情報等につきましてはチェックをいたしまして、その情報を再び入力・集計・分析をさせるという内容になってございます。

受託業者に行わせる保護対策でございますけれども、取り扱い責任者及び取り扱う者をあらかじめ指定するとともに、議会事務局が提供する資料の目的外利用の禁止などについて、仕様書あるいは特記事項によってそういったことを担保し、当該事業者と十分な協議を行ってこの委託業務を行うというものでございます。

以上でございます。

【会 長】ありがとうございました。

どうぞ。

【林委員】これは先ほど下でもらってきたんだけど、これのことですか。これ、去年の。これのことですか。

【議会事務局次長】いえ、違います。

【林委員】これとはまた違うんですか、意識調査と。

【議会事務局次長】それは区民意識調査でございまして、議会独自の意識調査を行うというものでございます。別なものでございます。

【林委員】それは定例的に、例年やられていることではなくて、今回審議のあれは特別にということ、この意識調査とは違うんですか。そうですか。わかりました。すみませんでした。

【会 長】ほかにございますか。

では、本件は了承ということでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【会 長】 どうもご苦労さまでした。

では、次にまいります。資料34です。「人事考課に関する職員意識調査における調査票封入封緘及び集計業務委託について」でございます。どうぞご説明ください。

【人事課長】総務部の人事課長でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、お手元の資料34に基づきまして、人事考課に関する職員意識調査における調査票封入封緘及び集計業務委託につきましてご説明をさせていただきます。資料を1枚おめくりいただけますでしょうか。

事業の概要でございます。事業名、担当課、目的、対象者につきましては記載のとおりでございます。

事業内容でございますが、管理職員及び一般職員を対象といたしまして、人事考課制度に関する職員の意識調査を実施するものでございます。調査票は対象別に管理職員用と一般職員用の2種類を作成いたしまして、調査対象者は管理職員90名、一般職員1,300人とするものでございます。対象者は、職種、職層、職場及び在職年数が偏らないように配慮した上で無作為抽出し、回答は無記名式とするものでございます。業者の委託事項につきましては、調査票の印刷、調査票の封入・封緘、あて名シールの張りつけ、調査票の開封、回答結果の集計及びデータ化でございます。あて名シールの印字事項につきましては、調査対象職員の氏名、所属名とするものでございます。封緘された調査票の対象者の送付は人事課担当者が行い、回答済みの調査票あて先につきましても人事課担当者とするもので、人事課におきまして取りまとめを行うものでございます。集めました調査票につきまして、委託業者において調査結果を分析していただき、その結果につきまして本制度の現時点での効果、制度に対する職員の意識、運用上の問題点を把握し、課題に対する改善策を検討して実施していくということでございます。

もう一度、1枚おめくりをお願いしたいと思います。

件名が、人事考課に関する職員意識調査における調査票封入封緘及び集計業務委託についてでございます。保有課、登録業務の名称は記載のとおりでございます。委託先につきましては、現段階では未定でございます。審議会終了後に業者を決定していきたいと考えております。委託に伴い業者に処理させる情報項目でございますが、職員の氏名、所属名、対象者は無作為抽出で、調査回答内容は無記名式でございます。処理させる情報項目の記録媒体でございますが、あて名シール、調査票など、紙による処理でございます。委託理由につきましては、調査対象者が1,400名ということで、職員が処理するには多大な人員と時間が必要となるためということで委託するものでございます。

委託内容は、先ほどご説明いたしました事業内容でございます。

委託の開始時期及び期限は、平成21年6月25日から平成21年11月30日までということでございますが、調査票の原案作成に少し時間がかかりましたので、開始時期が多少おくれておりま

す。委託に当たり区が行う情報保護対策は別紙特記事項のとおりでございます。また、業務終了後、提供した情報を返却させるというものでございます。

受託事業者に行わせる情報保護対策につきましては、取り扱い責任者及び取り扱う者をあらかじめ指定するとともに、提供された情報は施錠できる金庫に保管するというものでございます。

以上で説明は終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

【会 長】ありがとうございました。

どうぞ発言がございましたらよろしくお願いいたします。よろしいですか。

では、本件は了承ということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【会 長】どうもご苦労さまでした。

それでは、資料35にまいります。「平成21年度親と子の広島平和派遣」事業業務委託についてでございます。ご説明ください。

【総務課長】総務課長でございます。

資料番号35のほうをお開きいただきたいと思います。ただいま会長のほうからご案内がありました「平成21年度親と子の広島平和派遣」事業の委託についてでございます。

1枚おめくりいただきますと事業の概要がございますが、平和の担い手として期待される子どもたちとその親を被爆地広島に派遣して、平和の尊さについての認識を深めるとともに、平和に関する意識の高揚を図ることを目的として実施されている事業でございます。昭和62年に、戦争を知らないお母さんの広島・長崎派遣に始まりまして、その後、昭和63年から親と子という形で、お母さんと子どもたちを派遣するという事業でございます。

今回、この個人情報保護審議会に諮りますのは、区民である親と子の7組14名の方たちの氏名について、委託業者のほうにこの名前を提供して、この派遣期間中の業務をより充実したものにしようということで、今年度から委託させていただくための事業に係るものでございます。従来ですと職員2人が随行してこの事業を実施してまいりました。けれども、工程表の作成から始まりまして、チケットの手配ですとか、あるいは長崎、広島における現地での案内について、我々職員が行きますと、なかなか現地不案内ということで、担当者も何年か一遍担当者がかかりますと、現地でのより充実した施設あるいは被爆地に関連する語り部たちのところとといったようなところについてのノウハウはなかなか職員の中で継承していくのが難しいところがございます。そういった意味で、今回委託させていただきまして、現地でのより充実した活



動をしていただくということでございます。

経費的には1回の派遣で約93万円ほどの経費がかかりますが、従来から職員が2人随行しておりましたときの経費が約91万円ということで、今回委託化することによって、職員が2名随行のところを1名にして、その部分、委託することによってより充実したものを行おうということでございます。

次のページでございますけれども、今説明させていただきましたように、委託先は株式会社KNTツーリスト新宿営業所、従来の近畿日本ツーリストでございます。委託に伴い事業者に処理される項目としては派遣に参加する区民の名前、処理される情報項目の記録媒体は紙でございます。委託の内容につきましては、ただいま説明させていただきましたけれども、工程表の作成から乗車券、宿泊先の手配、1人以上随行し、参加者の案内を実施していただく。その他、派遣の案内に必要な食事先、会議室、貸し切りバスの手配といったことでございます。委託の開始時期は平成21年7月15日から21年8月7日まででございます。

なお、委託に当たりましては、契約に当たり別紙のとおりの特記事項を付して、個人情報保護の取り扱いには注意させるところでございます。

以上でございます。

【会長】ありがとうございました。

どうぞ。

委託のメリットというのはよくわかりましたけれども、ただ、こういう機会を通して、職員の方がまたいろいろ経験を積まれるということは職員の方の育成にも非常に大切な機会かと思うんですが、その辺はどういうふうにお考えなんですか。

【総務課長】より充実したというのは、例えば現地での小学校の視察なども、小学校にある平和資料室みたいなもの見学などもより充実させていきたいというふうに考えておりますので、引き続き子どもたちにこういったものを体験してもらおうということの重要性をより充実していこうと考えております。

職員につきましても、従来2名でしたけれども、今回1名ということになりますけれども、それについてはさまざまな平和の取り組み事業をやっています。このほかに平和展として平和祈念のコンサートとか、子どもたちのポスター展というようなことをやったり、あるいは被爆の資料、あるいは戦災の資料といったものも展示するようなさまざまな催しをやっておりますので、そういった折に触れて、職員のほうもそういったノウハウといいますか、そういったことについても触れていかせたいというふうには考えております。

【会 長】わかりました。

ほかに何かございますか。

では、本件は了承ということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【会 長】どうもご苦労さまでした。

次に、資料22の「平成20年度情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況」についてご説明いただきたいと思います。

【区政情報課長】前回ご報告できなかった平成20年度情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況についてご報告をいたします。

お手元の資料、1枚目をごらんいただけますでしょうか。目次になっております。1の公文書公開請求等の状況から、15の苦情処理の状況まで、時間もありませんので、総括表を中心に簡単にご説明したいと思います。

1枚おめくりください。

1ページは公文書公開請求等の状況です。実施機関別件数が一表としてまとまっております。区長、教育委員会、議会合わせまして請求・申出件数は145件、そのうち全部公開が50件、部分公開が89件、非公開が1件、不存在が1件、未決定が1件となっております。不存在につきましては非公開なんですけれども、非公開決定のうちで文書がないものという形になっております。詳細につきましては内訳で出ているとおりでございます。

次は11ページをごらんください。

11ページが自己情報開示請求の状況です。こちらにつきましても、11ページの上に実施機関別件数を載せております。区長部局が84件、教育委員会が1件の合計85件が20年度の請求件数となっております。また、19年度分として区長部局4件がございます。開示決定等の件数は、全部開示が31件、一部開示が30件、不存在が23件となっております。また、未決定が5件ということで今年度に持ち越しというものもございます。

次は17ページをごらんください。

17ページが自己情報訂正請求の状況と自己情報利用停止請求の状況です。こちらにつきましては、平成20年度はいずれも実績がございません。

次はお隣の18ページをごらんください。18ページは個人情報業務登録の状況です。一覧表が上のほうにまとまっております。実施機関別件数、区長部局が1,447件、教育委員会が648件、選挙管理委員会が12件、監査委員が2件、議会が23件、合計2,132件が業務登録されております。

す。内容につきましてはそれ以下に出しております。

次は65ページをごらんください。

65ページが個人情報ファイル登録の状況です。こちらにつきましても、65ページの上に実施機関別件数をまとめております。区長部局が404件、教育委員会が35件、選挙管理委員会が6件、監査委員が1件、議会が3件、合計449件の個人情報ファイル数となっております。

次は78ページをごらんください。

78ページが個人情報業務委託の状況です。実施機関別件数をまとめております。区長部局が241件、教育委員会が13件、選挙管理委員会が1件、監査委員が1件、議会が9件、合計265件となっております。

次は92ページをごらんください。

92ページが目的外利用の状況です。こちらにつきましても実施機関別件数をまとめております。区長部局が17件、他はありませんので、合計17件となっております。

次は95ページをごらんください。

95ページが外部提供の状況です。実施機関別件数としまして、区長部局が1件、教育委員会が1件の合計2件でございます。その内訳はその下に出ているとおりでございます。

次、お隣の96ページをごらんください。

96ページは外部電子計算機との結合の状況です。実施機関別件数は区長部局が6件、合計も6件となっております。

次は98ページをごらんください。

98ページが指定管理者による管理の状況です。四谷地域センターから始まりまして女神湖高原学園までの46施設が指定管理者による管理となっております。

次は105ページをごらんください。

105ページが個人情報を取り扱う事務に係る実習生の受け入れ状況です。1番目の区政情報課から108ページの中央図書館まで、31カ所の施設で個人情報を取り扱う事務に係る実習生を受け入れております。

次は109ページをごらんください。

109ページが個人情報を取り扱う事務に係る派遣労働者の受け入れ状況です。総務部税務課から建築指導課まで5件の派遣労働者を受け入れております。

次が110ページ、お隣の110ページをごらんください。

異議申し立ての処理状況です。平成20年度中に諮問、答申のあったものということで、区長

部局等 9 件の諮問と答申というのを平成20年度中に受けております。

次は111ページをごらんください。

111ページが民間事業者における個人情報の取り扱いに関する苦情処理、新宿消費生活センターの受け付け分でございます。こちらについては項目別件数が出ております。金融・信用の部分で 2 件、情報通信で 1 件、その他で 7 件、内容的には不適正な取得が 1 件、漏えい・紛失が 1 件、同意のない提供が 1 件、苦情等の窓口対応が 1 件、その他が 5 件となっております。合計で両方合わせまして10件という形になっております。

以上、非常に簡単ですけれども、平成20年度の情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況です。こちらにつきましては、6月25日号の広報及びインターネット、ホームページ、それから区政情報センター、各図書館等で公開をしております。ご審議のほどよろしく申し上げます。

【会 長】ありがとうございました。

何かご質問ございますか。どうぞ、赤羽委員。

【赤羽委員】 1 点だけお伺いします。

78ページの個人情報業務委託の状況なんですけど、例えば今回265件という数が、開始年度が昭和のものからいろいろあるんですけど、傾向としてこれは毎年毎年どんどんふえているものなんですか。それとも大体この数年間は一定した数なんでしょうか。

【区政情報課長】昨年度の状況を見ていきますと、区長部局では12件増えております。ただ、教育委員会では減っているというのもあります。業務終了等に伴って減っているというのもあります。ただ、全体の傾向としては、事業がそんなに減るということはございませんので、だんだん増えていく、積み重なっていきますので、基本的には多くなっていくという状況だというふうに認識しております。

【会 長】どうぞ。

【赤羽委員】19年度の件数を教えていただけますか、一応。18、19ぐらいの年度の、もしわかれば。

【区政情報課長】今、手元にありますのは19年度の数なんですけれども、19年度は259件でした。平成20年度は264件ですので、差し引き 5 件の増という形になっております。ごめんなさい、20年度末で265件ですので、6 件の増という形になっております。

【会 長】ほかにございますか。全体を通して何でも結構ですけれども。

私のほうから 1 件ございます。事務局のほうにお願いしたいんですけど、ちょっと最近、北

海道に行ったという話をいたしましたけど、乾電池ですね、乾電池。新宿区は乾電池の回収をなさっていると思うんですが、それは集めたものを北海道に運びまして、費用は大体、運搬費は7万5,000円ぐらいで、現地で再生するための費用が2万5,000円ぐらいで、10倍ぐらいするということです、トラックいっぱい、1トン当たり。

ところで、なぜ費用がそんなにかかるかといいますと、大手の電池メーカーがあるでしょう。それが、消費者がそれを使って、消費者が今度は区の回収に出しているわけですね。それを北海道に持って行って全部処理しているわけですが、もともと電池をつくったメーカーが情報を出さないんですよ。情報を出さないの。だから、回収した連中は、現地の再生業者が処理するとき、一々顕微鏡みたいなものをのぞいて、そしてその電池の成分を調べないと再処理ができないということがあるんです。それは電池の再生事業のために必要な資料を電池の製造メーカーが出せばすぐ解決することなんですが、それを出さないわけです。こういう問題に関しては新宿区の条例というのは全く無意味なんですか。ということをお聞きしたいんです。

それは恐らく新宿区の持っているこういう制度というのは、新宿区の持っている情報を提供する際に秘密を守るとか、個人情報を守らなければならないということになっておりまして、相手の持っているデータを要求するときのものじゃないわけですから、何かそういうことに関して問題が全然ないのかどうかということをお聞きしたいんです。

恐らくメーカーが出さないというのは、情報を、プライバシーの保護という、企業の秘密の保護だと思えます。ただ、その場合も、公務員の守秘義務をかければ、民間のほうでもそういう、勝手に知りえた情報を提供できないというふうな縛りがきくと思えますけれども、とにかく、お金かかると言われておりますけれども、それはよく調べてみるとそういう、何でもなしのようなことを、情報を出さないがゆえに一々調べなければならないということになります。メーカーによって違うんです、電池の成分が。そういうものに関して新宿区の情報公開制度というのは、どういうふうに掲げたらいのかというあたりですね。

どうぞ。

**【区政情報課長】**今の条例の制度というのは、基本的には民間事業者への情報公開請求については定めていないという状況だと思います。ですから、一つの研究課題ということだと思いますので、事務局としても研究をしていくということで考えております。

**【会 長】**それでは、少し勉強して教えてください。どうも大変失礼いたしました。

ほかに何かございますか。どうぞ、どんなことでも結構ですよ。

それでは、きょうはこれで、いただきました事項については終了したということによろしい

ですか。

【区政情報課長】事務局からよろしいですか、1点。

【会 長】どうぞ。

【区政情報課長】次回の審議会なんですけれども、9月2日の水曜日の午後2時からということをご予定しております。場所につきましてはこの場所、本日と同じ第2委員会室で予定しておりますので、よろしく願いいたします。

【会 長】では、きょうは時間もほぼ予定通りに終わることができまして、委員の方々のご協力に心から感謝いたしたいと思っております。

どうもきょうはご苦勞さまでした。ありがとうございました。

午後 4時3分閉会